

# 発議第6号

## 道路整備に必要な予算確保に関する意見書

道路は、人々の生活を支える基礎的な社会資本であり、地域間交流と連携、地域産業の発展を図るうえで必要不可欠なものである。また、九州北部豪雨災害の発生を受けて、あらためて避難・救援から復旧・復興に至るまでに道路が果たす役割の大きさを強く再認識したところである。

本市は、九州の道路交通の大動脈である九州縦貫自動車道や一般国道3号をはじめ、国道200号や主要地方道が東西南北に貫き交錯する交通の一大要衝である。また、近年は大型商業施設の進出等もあり、年々、県内外からの交通量の流入が増加し続けており、道路利用者の安全を確保し、交通渋滞に起因する経済損失を削減するため、既存生活道路の拡幅や歩道設置、交差点部の改良等は喫緊の課題である。さらに、域外・域内交通の棲み分けを図るために、主要地方道をはじめとするバイパス機能を有した道路のさらなる整備促進が強く求められている。

こうした中、財政基盤が盤石とはいえない本市においては、道路整備事業の遂行にあたり国の交付金が欠かせないものであるが、近年、補助要望額に対し実際に交付される国費等が十分なものとは言えず、事業期間の延長を余儀なくされている。

これに加え、現在道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等が低減することとなり、本市にとっては死活問題である。安全・安心の確保や地方創生が進まなければ地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関して次の措置を講ずるよう、強く求める。

1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること
2. 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること